

別表第4（第15条関係）

1 許可等の地域区分

地域区分	適用地域
第1種許可地域	(1) 条例第4条第1号に規定する市長が指定する区域及び場所並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた市街化調整区域 (2) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、高島都市計画区域、伊王島都市計画区域、琴海都市計画区域（第2種許可地域以外の区域に限る。）及び三和都市計画区域（第2種許可地域以外の区域に限る。） (3) 都市計画法第5条の規定による都市計画区域の指定がなされていない区域のうち、第2種許可地域以外の区域
第2種許可地域	(1) 都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 (2) 一般国道202号（神浦口福町から永田町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域 (3) 一般国道206号（琴海形上町から西海町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域 (4) 一般国道499号（布巻町から脇岬町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域 (5) 主要地方道野母崎宿線（野母町から藤田尾町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域 (6) 一般県道長崎漁港村松線（西海町の区域内の区間に限る。）及び臨港道路畷刈琴海線（西海町の区域内の区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域
第3種許可地域	条例第7条に規定する区域のうち、第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域

2 許可等の基準

(1) 総表示面積の規制基準

ア 第1種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、12平方メートル以下であること。

イ 第2種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、30平方メートル（事業所の敷地面積が3,000平方メートルを越える場合にあつては、80平方メートル）以下であること。ただし、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第2条に規定する給油所（以下単に「給油所」という。）においては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、60平方メートル以下であること。

ウ 第3種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、80平方メートル以下であること。ただし、1事業所で、屋上広告物のみを表示し、又は設置する場合に限っては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、160平方メートル以下であること。

(2) 共通基準

- ア 広告物の表示の大きさは、効果において必要最小限であること。広告物の高さは、効果において必要最低限であること。
- イ 広告物の意匠及び広告内容が同一であり、かつ、1事業所が同一である広告物を、狭い区域に集中して表示せず、又は掲出しないこと。
- ウ 広告物（売出し広告又は祭礼等一時的に使用する広告物を除く。）を道路に沿い、多数連続的に表示せず、又は掲出しないこと。
- エ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた長崎市景観計画において、同法第8条第2項第5号イとして定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。